

高齢者虐待防止に関する指針

1. 虐待防止の基本姿勢

ご利用者の尊厳を保持するため、いかなる時においても、ご利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため当事業所の基本方針として、高齢者虐待防止法に基づき、この指針を定める。全職員が高齢者虐待について理解し、指針に従い、虐待を未然に防ぐ方策を共有することとする。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等でご利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護放棄（ネグレクト）

意図的、結果的を問わず、提供する介護サービス等を放棄又は放任し、ご利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

ご利用者へ脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

ご利用者にわいせつな行為をすること、又はご利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

ご利用者の合意なく、財産等を不当に使用・処分・利益を得ること、又は当該ご利用者が金銭の使用を希望しているのにも関わらず、不当に制限すること。

3. 虐待防止に係る検討委員会の設置

(1) 当事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「高齢者虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(2) 委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 委員会の委員は、介護サービス提供責任者、介護職員で構成。

(4) 委員会は、半年に1度程度か必要に応じて開催するものとする。

(5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。

②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。

③事業所職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。

⑤虐待が発生した場合に、その対応に関すること。

⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 事業所職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

(2) 研修は年2回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。

(3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿、報告書等を記録し、保存することとする。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに自治体へ報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が事業所職員であった場合、役職位等の如何を問わず、厳正対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

(1) ご利用者、ご利用者家族、事業所職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

(2) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、各部署責任者から事務責任者を通じて、管理者へ報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、事業所職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

(5) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関に説明を行う。

7. 成年後見制度の利用支援

ご利用者及びそのご家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、自治体の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者（管理者・サービス提供責任者）は受け付けた内容を管理者へ報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

(4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9. ご利用者等に対する指針の閲覧

事業所職員、ご利用者及びそのご家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう努めることとする。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

事業所職員は権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、ご利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

本指針は令和06年04月より施行する。